

# 重機災害＝指名停止 & 土砂崩壊災害の怖さ



6月3日熱海市で大規模な  
土砂崩壊災害発生



自然災害ではなく違法  
な盛り土による人災と  
いう見方が…



# 重機に関する法令の再確認

## 重機(BH)関連法令と注意事項

わかつちやねるけど、まもれないとではあります

車両系建設機械(ドラグショベル等)を用いて作業行うときは…地形、質の状態等を調査し、状況に適応する**作業計画を定めなければならぬ**のに、



試掘時の確認等に合わせて



計画書を作成し、関係者に周知しておく事

車両系建設機械(ドラグショベル等)を用いて作業行うときは、…運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するため、**立入禁制面**や



誘導員指示又は設備による禁止措置

作業時の半径内は立入禁止  
関係者以外ではなく全員

車両系建設機械(ドラグショベル等)を用いて作業行うときは、…その主たる用途以外で荷をつり上げ、**用途外の使用**を行っていた。



クレーン仕様でないBHでバケットの爪で吊上げ作業を行っている。

法令では例外として

- ・作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。
- ・アーム、バケット等の作業装置に次のいずれにも該当するフック、シャックル等の金具  
その他のつり上げ用の器具を取り付けて使用するとき。

を条件として認めています。

(溶接等が外れた場合は、法令違反になるので点検を徹底すること)

車両系建設機械の運転者が運転席から離れるときは、…

1. バケット等の作業装置を地上に降ろすこと。
2. 脱動機を止め、走行ブレーキをかける等の…逸走防止措置を講ずる



バケットを上げたまま、ガラなどを積んだままで、運転席を離れている。



バケットは地上に降ろしてから運転席を離れる事。

## 事故を起した時の監督署の“目”

作業半径内に立入  
事故発生

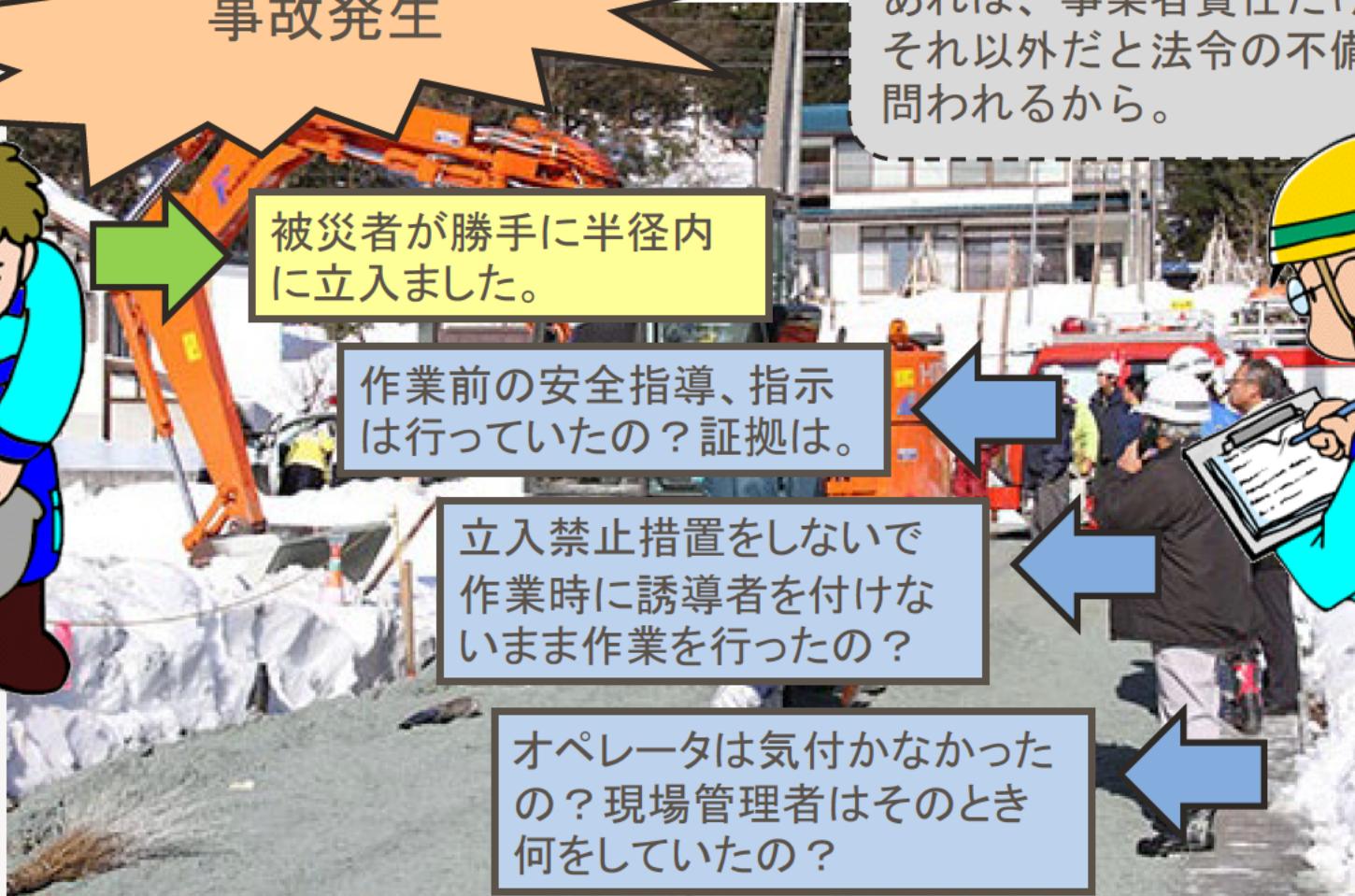
事故原因が全て法令違反であれば、事業者責任だけど、それ以外だと法令の不備を問われるから。

被災者が勝手に半径内  
に立入ました。

作業前の安全指導、指示  
は行っていたの？証拠は。

立入禁止措置をしないで  
作業時に誘導者を付けないまま作業を行ったの？

オペレータは気付かなかった  
の？現場管理者はそのとき  
何をしていたの？



# BHは前・後方から側方への旋回が危ない



以前人身事故に至ら  
なかつたけど起きた事  
があったよね。



数年前の事だから、忘れて  
しまうかもしれないけど  
忘れた頃に同じような事故  
が起きる事が多々ある。

## 事故を起した時の監督署の“目”

重機が転倒して  
事故発生

特に歩行者や周辺住民を巻き  
込んだ事故を起した場合は、  
「監督官庁は何をやっていた！」  
と批判されるからな。

吊り荷が想定以上でした。  
地盤が悪くて転倒しました。

免許保持者が操作してい  
たの？それとも無免許。

誰が作業指揮をおこなっ  
ていたの？

地盤の状態を確認しないで  
作業を始めたの？

クレーンモードになっていたの？  
何故安全装置が働かなかつ  
たの？

始めに  
戻る



## 溝崩壊の特徴

- ・掘削壁が鉛直 :亀裂、はくりが生じやすい
- ・崩壊土の移動距離が少ない :溝が瞬時に埋まる
- ・崩壊規模が小さい :ひと固まりで発生し分散しない
- ・被災者が逃げられない :上しか逃げ道がない

横方向の逃げ場がない

鉛直掘削

溝内が一気に埋まる

溝の左右に分散しない



## 溝崩壊の原因

- ・建設機械の重量、振動(周辺通行車両も含め)
- ・**間隙水の影響**
- ・亀裂の有無

梅雨時は特に  
注意が必要

死亡災害の**85%**は  
崩壊原因として、**人為**  
**的に乱された土砂の**  
**存在を確認**



人為的というのは、既存の地下埋設物の直近箇所ということなんだ。



万一事故が発生し、身体が埋まつたら

1.5m程度の浅い掘削の場合で  
呼びかけに応じられない

119番へ連絡。場所、時間、  
状態、被災者数

2次的な崩壊が起きる状態か？を確認



骨折の可能性が“大”なので無理  
に体を引きずり出さず救急を待つ

呼吸が第一！  
顔、から腹までの土砂を取り除く

支障の無い範囲で先に  
崩す、又は土止施工  
(緊急)

# 仙台市指名停止業者

## 指名停止措置一覧

令和3年6月21日更新

商号又は名称	本店等所在地 (仙台市届出地)	指名停止の始期	~	指名停止の終期	措置事由
仙新設備工業 株式会社	仙台市宮城野区岩切字千刈田80-6	令和3年6月9日	~	令和3年8月8日	本市ガス局発注工事「北六番丁線ガス低圧本管工事」において発生した作業員の負傷事故について、車両系建設機械を用いて作業を行う際に必要な措置を講じていなかったことが、労働安全衛生法違反に当たるとして、令和3年5月20日に仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたもの。
株式会社 馬渕工業所	仙台	第30-42号 口径150mm 工事	～	整備工事	本市ガス局発注工事「北六番丁線ガス低圧本管工事」において発生した作業員の負傷事故について、車両系建設機械を用いて作業を行う際に必要な措置を講じていなかったことが、労働安全衛生法違反に当たるとして、令和3年5月20日に仙台労働基準監督署より是正勧告を受けたもの。  整備工事において、下請負上の労働災害が発生し、(が労働安全衛生法に違反するところ、この負人の労働者が労働災害に、当該業者が労働していないことについて)当たるとして、仙台労働基準監督署より是正勧告を受けた。加えて、下請負者が発生した件について、(めている水道局の工事)災害発生の報告を怠ったことから、指名停止要件に該当したもの。